

ごみ処理手数料の適正化に係るコスト算定結果等について

1. ごみ処理手数料適正化の考え方

- ①ごみ処理・リサイクル事業に係る行政サービス水準の維持を前提とする
- ②ごみの収集運搬や処理等に要する費用をベースとしたコスト算定とする
- ③事業全体の見直しによる効果額を考慮する
- ④受益者負担の適正化
- ⑤他都市との比較

2. コスト算定結果

(単位：百万円)

事業	R4⇒R26合計	1年あたり
収集運搬部門	5,236	228
家庭系ごみ等	3,718	162
家庭系資源ごみ	1,518	66
中間処理部門	8,975	390
最終処分部門	642	28
資源化部門	263	11
管理部門	2,785	121
人件費等	1,469	64
ごみ袋購入等	1,316	57
事業費削減前合計	17,901	778
事業見直し効果額	▲ 971	▲ 42
ごみ減量	▲ 620	▲ 27
収集地区再編等	▲ 351	▲ 15
事業費削減後合計 ①	16,930	736
ごみ量 (t) ②	613,219	26,662
kgあたり費用 (円)	③ = ① ÷ ②	27.6
リットル換算 (円)	③ × 0.15kg/リットル ※	4.1

※ 家庭系ごみ量 ÷ 指定ごみ袋等販売容量 の5ヵ年平均値

※参考) ハード事業等を含めたコスト算定

(単位：百万円)

事業	R4⇒R26合計	1年あたり
ハード事業) 新中間処理施設、最終処分場	6,921	301
ソフト事業) 資源集団回収助成、啓発費用	287	12
新たな施策) 生ごみ処理機等助成、 ごみステーション集約に係るごみ捨て困難者対策	230	10
ハード事業等合計 ④	7,438	323
⑤ = ① + ④	24,368	1,059
kgあたり費用 (円)	⑥ = ⑤ ÷ ②	39.7
リットル換算 (円)	⑥ × 0.15kg/リットル	6.0

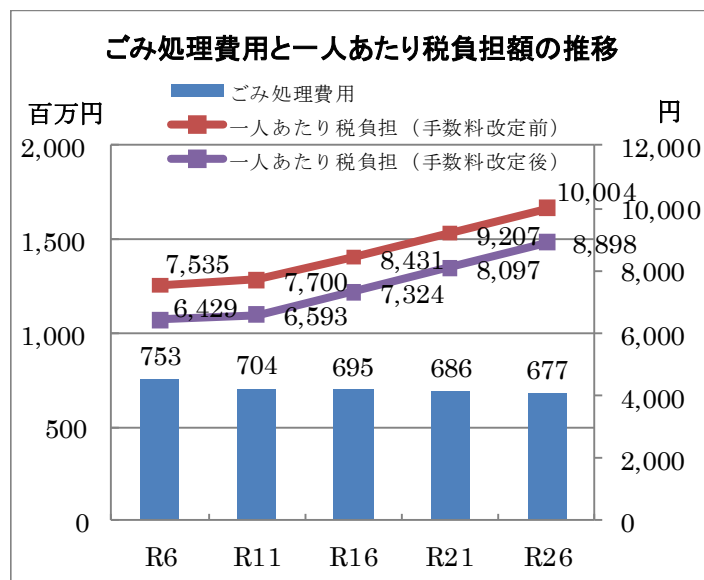
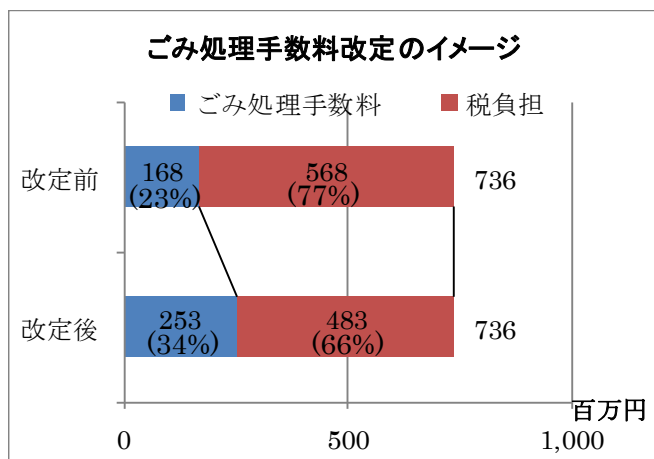
3. ごみ処理手数料の改定案

(1) ごみ処理手数料単価

現行：2円/リットル (例：40リットル 80円) ⇒ **改定案：3円/リットル (例：40リットル 120円)**

(2) 単価設定の考え方

本市の手数料設定の基本的な考え方としては、ハード整備を含まない経常費用に対する受益者負担率 100%としているところではあるが、算定結果どおりにごみ処理手数料を改定した場合、現行単価の 2 倍となり市民生活に与える影響が大きいこと、また、道内他都市においては 3.2 円/リットルが最も高い単価であるほか、2 円/リットルから 3 円/リットルに改定する自治体が徐々に増えている状況にあることなどから、本市におけるごみ処理手数料の単価を 3 円/リットルに改定する。



(3) 改定時期

令和 4 年 4 月 1 日

(4) 改定後の方向性

単価設定の考え方は上記のとおりだが、今後のごみ量の推移や経済の動向等によってはごみ処理費用が大幅に増減することも考えられるため、概ね 5 年毎に実施している市全体の手数料の見直し中で、引き続きごみ処理手数料の適正化を検討していく。

(5) 家庭への影響額

現行手数料 (2 円/リットル) : 1 世帯あたり年間 4,400 円、月額 約 370 円
 ⇒改定手数料 (3 円/リットル) : 1 世帯あたり年間 6,600 円、月額 約 550 円

(6) 改定後の料金表

容量	現行	改定後	増減
40 リットル	80 円/枚	120 円/枚	+40 円/枚
30 リットル	60 円/枚	90 円/枚	+30 円/枚
20 リットル	40 円/枚	60 円/枚	+20 円/枚
10 リットル	20 円/枚	30 円/枚	+10 円/枚
ごみ処理券	160 円/枚	240 円/枚	+80 円/枚

(7) その他検討事項

- ・単価増の緩和策として、少量の袋 (容量 5 リットルなど) やばら売りの推進を検討する。
- ・ごみの減量に関する支援策として、食品ロス削減の取り組み強化、資源回収団体の増加などのリサイクルへの支援とともに、電動生ごみ処理機等の購入助成制度を検討する。

4. 指定ごみ袋及びごみ処理券の取扱いについて

(1) 新たな指定ごみ袋及びごみ処理券の取扱い

- ・令和4年4月1日以降、新たな指定ごみ袋及びごみ処理券（以下「新指定ごみ袋等」）を販売する。
- ・新指定ごみ袋等の色やデザイン、材質等は今後検討する（排出時や収集時の誤りを防止する観点から色を変更する予定）。

(2) 現在の指定ごみ袋及びごみ処理券の取扱い

- ・令和4年3月31日で現在の指定ごみ袋及びごみ処理券（以下「現指定ごみ袋等」）の販売を終了する。
- ・指定ごみ袋は令和4年6月30日まで、ごみ処理券は令和4年4月30日まで使用を可能とする。
- ・プラスチック製容器包装（令和3年度末で分別収集廃止予定）及び燃やせないごみの指定ごみ袋は、令和4年4月1日から令和4年6月30日までの3ヶ月間に限り、燃やせるごみへの転用を可能とする。
- ・未使用の現指定ごみ袋等に対する交換や返金を行わない。

5. 今後のスケジュール

令和3年4月	検討委員会：コスト算定結果説明
令和3年6月	市民説明会（地区連合町会単位を想定）
令和3年7月	検討委員会：市民説明会の結果報告
令和3年9月	市議会へごみ処理手数料改定の条例改正案を提出
令和3年10月～	市民周知
令和4年4月	ごみ処理手数料改定